第五十三条第二十六項中「控除限度額若しくは」を「控除限度額又は」に改め、「又は同法第八十一条の十五第一項の連結控除限度個別帰属額」及び「若しくは同条第三項の控除の限度額で政令で定めるもの」を削り、「第四項、第二十二項又は第二十三項」を「第二十四項又は第二十五項」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第二十五項中「又は各連結事業年度」を削り、「第六十六条の九の三第四項及び第十項又は第六十八条の九十三の三第四項及び第十項」を「第六十六条の九の三第三項及び第九項」に改め、「又は連結事業年度」を削り、「の同法第六十六条の九の三第四項」を「の同条第三項」に改め、「又は同法第六十八条の九十三の三第四項に規定する個別控除対象所得税額等相当額」を削り、「同法第六十六条の九の三第四項に規定する法人税の額及び同条第十項」を「同項に規定する法人税の額及び同条第九項」に改め、「又は同法第六十八条の九十三の三第四項に規定する法人税の額及び同条第十項に規定する所得地方法人税額の合計額」を削り、「第四項、第二十二項又は第二十三項」を「第三十四項又は第三十五項」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第二十四項中「又は各連結事業年度」を削り、「第六十六条の七第五項及び第十一項又は第六十八条の九十一第四項及び第十項」を「第六十六条の七第四項及び第十項」に改め、「又は連結事業年度」を削り、「の同法第六十六条の七第五項」を「の同条第四項」に改め、「又は同法第六十八条の九十一第四項に規定する個別控除対象所得税額等相当額」を削り、「同法第六十六条の七第五項」を「、同項」に、「同条第十一項」を「同条第十項」に改め、「又は同法第六十八条の九十一第四項に規定する法人税の額及び同条第十項に規定する所得地方法人税額の合計額」及び「、第四項」を削り、同項を同条第三十六項とし、同条第二十三項中「、第二項又は第四項」を「又は第二項」に改め、「（当該法人が連結子法人である場合又は連結子法人であつた場合にあつては、当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第二条第十二号の六の七に規定する連結親法人をいう。以下この節において同じ。）若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定の通知を受けたこと）」を削り、「によつて」を「により」に改め、「若しくは連結法人税額」を削り、同項を同条第三十五項とし、同条第二十二項中「第四項、第十九項」を「第三十一項」に、「によつて」を「により」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第二十一項中「第四項、第十九項及び第二十三項」を「第三十一項及び第三十五項」に、「によつて」を「により」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第二十項中「又は同法第八十一条の二十二第一項の規定による申告書に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額」を削り、「においては」を「には」に改め、「又は当該申告書に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額」を削り、「若しくは決定に係る法人税額又は当該更正若しくは決定に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額」を「又は決定に係る法人税額」に、「第三百二十一条の八第二十項」を「第三百二十一条の八第三十二項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第十九項中「前条第二項第四号」を「前条第二項第三号」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第十八項中「第五項、第九項、第十二項及び第十五項」を「第十一項及び第十四項」に、同条第十七項中「第十五項」を「第二十六項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第十七項中「第十五項」を「第二十六項」に、「控除対象個別帰属還付税額（」を「還付対象欠損金額（」に、「控除対象個別帰属還付税額とみなされたものを」を「第二十七項に規定する控除対象還付対象欠損調整額（以下この項において「控除対象還付対象欠損調整額」という。）とみなされた被合併法人等の控除対象還付対象欠損調整額に係る還付対象欠損金額を」に、「計算の基礎となつた連結欠損金額に係る連結事業年度以後」を「生じた事業年度又は中間期間開始の日の属する事業年度について法人の道府県民税の確定申告書を提出し、かつ、その後」に、「控除対象個別帰属還付税額とみなされたものに」を「控除対象還付対象欠損調整額とみなされたものに」に、「にあつては、合併等事業年度等」を「には、合併等事業年度」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第十六項中「前項」を「第二十六項」に改め、「完全支配関係」の下に「（当該法人による完全支配関係又は相互の関係に限る。）」を、「法人（以下この項」の下に「及び次項」を加え、「連結事業年度（法人税法第八十一条の三十一第五項に規定する中間期間を含む。）」を「事業年度又は中間期間（」に、「前十年内連結事業年度」を「「前十年内事業年度」に、「損金の額が益金の額を超えることとなつたため、当該被合併法人等に控除対象個別帰属還付税額」を「生じた還付対象欠損金額に係る前項に規定する控除対象還付対象欠損調整額」に、「当該控除対象個別帰属還付税額」を「当該控除対象還付対象欠損調整額」に、「の控除対象個別帰属還付税額」を「の前項に規定する控除対象還付対象欠損調整額」に、「の計算の基礎となつた連結欠損金額に係る前十年内連結事業年度」を「に係る還付対象欠損金額の生じた事業年度又は中間期間」に、「日又は」を「日前十年以内に開始し、又は」に、「連結事業年度又は事業年度」を「事業年度」に改め、「個別帰属法人税額又は」を削り、「控除未済個別帰属還付税額」を「控除未済還付対象欠損調整額」に改め、「連結事業年度若しくは」を削り、「合併等事業年度等」を「合併等事業年度」に、「当該前十年内連結事業年度」を「当該前十年内事業年度」に、「前十年内連結事業年度開始」を「前十年内事業年度開始」に、「の前十年内連結事業年度」を「の前十年内事業年度」に改め、「前連結事業年度又は」を削り、「係る控除対象個別帰属還付税額」を「係る前項に規定する控除対象還付対象欠損調整額」に改め、同項を同条第二十八項とし、同項の前に次の一項を加える。

27　前項に規定する控除対象還付対象欠損調整額とは、還付対象欠損金額に、同項の法人の当該還付対象欠損金額の生じた事業年度又は中間期間後最初に開始する事業年度終了の日における第十四項各号に掲げる当該法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率を乗じて得た金額をいう。

第二条のうち、地方税法第五十三条第十五項の改正規定中「、第四十二条の十二の三第五項」を削り、同条第十三項の改正規定中「除く」に」の下に「「被合併法人等が同法」を「被合併法人等が法人税法」に」を加え、同条第十二項第一号の改正規定及び同条第九項の改正規定中「、第四十二条の十二の三第五項」を削り、同項を同条第十三項とし、同項の前に六項を加える改正規定（同条第十項に係る部分に限る。）中「合併等事業年度」の下に「後最初の事業年度」を加え、同法第七十二条の二の二第八項の表第七十二条の五第二項、第七十二条の十三第三項及び第七十二条の二十六第十二項の項の改正規定中「改め」の下に「、同表第七十二条の二十五第一項の項中欄中「同号ロに掲げる法人」の下に「の所得割」を加え、同項下欄中「同号イに掲げる法人で受託法人であるものを含む。）」の下に「の所得割」を加え、同法第七十二条の十八第二項の改正規定中「第六十四条の五」を「第五十九条第五項、第六十四条の五」に改め、同法第七十二条の二十三第二項の改正規定中「、第七項及び第八項」を「から第八項まで、第五十九条第五項」に、「第六十四条の七並びに」を「第六十四条の七及び」に改め、同法第七十二条の二十六第七項の改正規定中「の前事業年度」を削り、同法第二百九十四条第八項の改正規定中「第三百二十一条の八第五十二項から第六十八項まで」を「第三百二十一条の八第六十項から第七十六項まで」に改め、同法第二百九十四条の二第五項の表第三百二十一条の八第三十九項の項の改正規定中「第三百二十一条の八第五十項」を「第三百二十一条の八第五十一項」に改め、同法第三百十一条第三項第四号の改正規定の次に次のように加える。

第三百十七条の六第九項中「第三百二十一条の八第四十五項」を「第三百二十一条の八第六十三項」に改める。

第二条のうち、地方税法第三百二十一条の八第一項の改正規定中「次項」を「次項及び第三十九項」に、「第五十項」を「第五十八項」に改め、同条第二項及び第三項の改正規定（同条第二項に係る部分に限る。）中「第五十項」を「第五十八項」に改め、同条第六項各号の改正規定中「第四十五項第四号」を「第五十三項第四号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項を改め、同項を同条第五項とし、同条第八項を改め、同項を同条第六項とし、同条第五十九項を改め、同項を同条第六十九項とし、同条第五十八項を改め、同項を同条第六十八項とし、同条第五十七項を同条第六十七項とし、同条第五十六項を改め、同項を同条第六十六項とし、同条第五十五項を改め、同項を同条第六十五項とし、同条第五十四項を改め、同項を同条第六十四項とし、同条第五十三項を改め、同項を同条第六十三項とし、同条第五十二項を同条第六十二項とし、同条第五十一項を改め、同項